



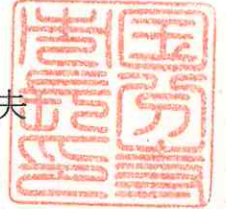
諮問第1号

令和6年7月4日

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 内 藤 孝 雄 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



国民健康保険の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年規則第2号）第2条の規定により、下記事項について審議いただきたく、諮問します。

記

- 1 国民健康保険税の課税限度額改定について
- 2 国民健康保険税率の改定について



諮問内容の説明

1 国民健康保険税の課税限度額改定について

令和6年度の本市の国民健康保険税の課税限度額は、医療分650,000円、後期高齢者支援金分220,000円、介護保険分170,000円となっている。

地方税法施行令改正により、課税限度額は、後期高齢者支援金分が240,000円（地方税法施行令第56条の88の2第2項）へ変更されており、令和7年度からの本市の国民健康保険税限度額改定への意見を求める。

2 国民健康保険税率の改定について

令和6年度の本市の国民健康保険税の所得割額は、医療分6.00%、後期高齢者支援金分1.98%、介護保険分1.84%となっている。均等割額は、医療分28,000円、後期高齢者支援金分12,000円、介護保険分14,000円となっている。

現在の国民健康保険特別会計の財政状況及び標準保険料率を踏まえ、令和7年度からの本市の国民健康保険税率を改定することへの意見を求める。